

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 2 8 日

各市町村介護保険担当課長
各保健福祉事務所保健福祉課長 様

福島県高齢福祉課主幹兼副課長

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）における
介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に
係る協力の依頼について

このことについて、厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課及び老人保健課から別紙写しのとおり依頼がありました。

実際に、本県のコールセンターにおいても、職員が事業所・施設に対して慰労金の申請を希望しているのに申請をしてくれないとの声が多数届いているところです。

つきましては、本事業の趣旨に則り、各事業所・施設において、職員等対象者をとりまとめた上、慰労金の申請を行うよう、貴職からも管内の対象事業所・施設及び関係団体等に対して周知いただきますようお願いします。

なお、申請等に関する詳細は、県のホームページまたはコールセンターへ確認するよう併せて周知をお願いします。

記

1 県ホームページ（※「福島県 介護慰労金」などで検索すると簡単です）

- ・ 事業全般

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/kaigoiroukin.html>

- ・ 申請方法について

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/shienkinshinsei.html>

2 福島県支援金・慰労金（介護分）コールセンター

電話 024-573-1907（受付時間は、平日 9：00～17：00）

（事務担当 高齢福祉課 電話024-573-1907）



事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 2 6 日

各都道府県 民生主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の
依頼について（令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介
護分））

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上
げます。

標記につきましては、令和 2 年 6 月 19 日付老発 0619 第 1 号の「新型コロナ
ウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」により介護従事者の慰労
金の対象者等をお示ししているところですが、介護サービス事業所・施設に勤務
する職員は、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴い、継続し
て提供が必要なサービスであること等相当程度心身に負担がかかる中、強い使
命感を持って業務に従事していることに対して、派遣労働者や業務委託を受け
て働く従業員を含め、職種や雇用形態を問わず、慰労金を給付することとしてい
ますが、これまでに、当局のコールセンター等へのご意見において、

- ・職員が慰労金の申請を希望しているのに、事業所・施設が慰労金を申請して
くれない

- ・事業所・施設が派遣労働者や受託業務従事者の分を申請してくれない

という声が多数届いている状況です。

本事業は、慰労金を迅速に給付するための仕組みとして、介護事業所・施設を通じた一括申請の方法としておりますので、慰労金の要件に該当する職員や派遣労働者、業務受託者の従事者も、事業所・施設がとりまとめ申請することにより慰労金を受け取ることができます。

従って、事業者・施設において対象者をとりまとめるようご理解、ご協力を頂く事が極めて重要です。

このため、都道府県におかれましては、各事業所・施設が、

- ・職員や派遣労働者、業務受託者の従事者の希望を踏まえて慰労金の申請を行うこと

- ・派遣会社、受託会社と連携・調整の上、とりまとめて申請を行うこと

について、引き続き管内の事業所・施設の丁寧な周知やコールセンター等での相談に丁寧に対応して頂き、必要に応じて提出状況を確認するなどし、対象となる職員や派遣労働者、業務受託者の従事者の方々に慰労金が確実に届けられるよう特段のご配慮をお願いいたします。

なお、関係団体宛にも同様の趣旨で依頼文書を発出していますので、適宜連携の上、ご対応頂きますようお願いいたします。